# 日本郵政グループのコーポレートガバナンス

# コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

日本郵政(株)は、日本郵政グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、次の考え方を 基本としてグループのコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。

- 1. 郵便局ネットワークを通じてグループの主要3事業のユニバーサルサービスを提供することにより、安定的な価値を 創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。
- 2. 株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利および平等性が適切に確保されるよう配慮してまいります。
- 3. お客さま、株主を含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
- 4. 経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督のもと、迅速・果断な意思決定・業務執行を行ってまいります。

これらコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及びコーポレートガバナンスの枠組みに関しては、 「日本郵政株式会社コーポレートガバナンスに関する基本方針」に定めております。

※詳細についてはウェブサイトをご覧ください。https://www.japanpost.jp/corporate/management/governance/

日本郵政(株)は、上記の基本的な考え方のもと、引き続き、業務の適正を確保するためグループ全体の内部統制の 強化を推進し、コーポレートガバナンスのさらなる強化に向け、取り組んでまいります。

## ■ グループ運営態勢

日本郵政(株)は、日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険とグループ協定等を締結し、グループ 共通の理念、方針、その他のグループ運営に係る基本的事項について合意しており、これによりグループ各社が相互に 連携・協力し、シナジー効果を発揮する体制を構築しております。

また、日本郵便(株)に対しては、グループ運営を適切・円滑に行うために必要な事項や、法令等に基づく管理等が必要な事項について、事前承認または報告を求めることとしています。一方、金融2社((株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険)に対しては、金融2社の独立性を確保する観点から、事前協議または報告を求めることとし、グループー体としての経営の推進、ガバナンスの確保を図っております。

さらに、日本郵政グループ協定に基づき、効率的かつ効果的なグループ運営を推進するため、グループ経営に関する重要事項を課題ごとに議論し、グループ会社の経営陣の認識の共有を図る場としてグループ運営会議を設置しております。

## ■取締役会の特徴

(2020年7月1日現在)

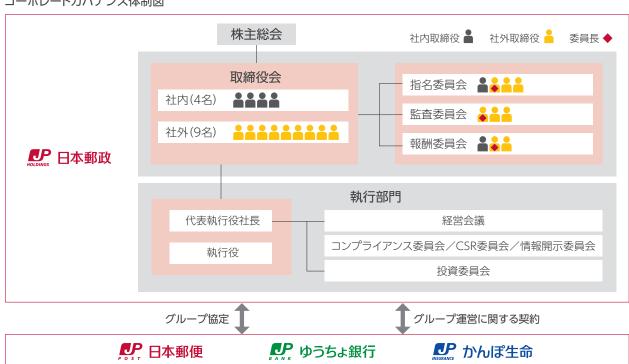
特徴①	特徵②	特徵③	特徵④
指名委員会等 設置会社	社外取締役が 過半数	ボードダイバーシティの 実践	取締役会 実効性評価の実施
2015年11月の上場以来、指名 委員会等設置会社の体制を維持。指名・報酬・監査委員会は、 委員3名以上で、その過半数は 独立役員によって構成しており ます。	取締役会は、13名の取締役で構成され(定款で定める20名以内)、その過半数の9名は独立役員である社外取締役となっております。  社外取締役人数  9名 (定数13)	取締役会は、豊富な知識・経験 と高い見識を有する多様な取 締役にて構成します。 女性役員人数 3名 (定数13) 外国人役員数	取締役会は、毎年、各取締役に対して、取締役会等に関する意見を確認するなどして、取締役会全体の実効性等について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することで、取締役会の運営の改善等に活用しております。

# ■ 会議体の概要

日本郵政(株)は、指名委員会等設置会社を選択しております。

	役割および構成(2020年7月1日現在)	運営状況(2019年度)	2019年度開催回数 (平均出席率)
取締役会	取締役13名(うち社外取締役9名)で構成し、経営の 基本方針等、法令で定められた事項のほか、特に重 要な業務執行に関する事項等を決定するとともに、 取締役および執行役の職務の執行の監督を行って おります。	2019年度においては、かんぽ生命保険契約問題を踏まえたグループ・ガバナンスに関する議論を行うとともに、グループの業績・重要課題、リスク管理、コンプライアンスおよび内部監査の状況等について報告を受けました。	17© (99%)
取締役4名(うち社外取締役3名)で構成し、株主総会 に提出する取締役の選任および解任に関する議案 の内容を決定しております。なお、日本郵政株式会 社法の規定により、日本郵政(株)の取締役の選任 および解任の決議は、総務大臣の認可を受けなけれ ば、その効力を生じないこととされております。		2019年度においては、取締役候補者の決定を行いました。また代表執行役社長の辞任に伴い、後任の候補について審議しました。そのほか、独立役員指定基準の見直しについて審議・決定しました。	4⊡ (100%)
報酬委員会	取締役3名(うち社外取締役2名)で構成し、取締役 および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定 に関する方針を定め、同方針に基づき、個人別の報酬 等の内容を決定しております。	2019年度においては、取締役および執行役の個人別報酬ならびに執行役の業績連動報酬 について決定したほか、役員報酬に関する開示内容の拡充について審議しました。また、かんぽ生命保険商品の不適正募集の問題を踏まえて、取締役および執行役の基本報酬の減額等について審議、決定しました。	8回 (100%)
於田本目未安司員公公	取締役3名(うち社外取締役3名)で構成し、取締役・執行役の職務執行や、内部統制システムの構築・運用状況の監査、計算書類等に係る会計監査人の監査の方法・結果の相当性の監査、監査報告の作成等を行い、また、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定することとしております。	2019年度においては、2019年度監査計画で、(イ)内部統制システムの構築・運用、(口)成長戦略の推進と的確な投資、(ハ)適切な事業運営、(二)働き方改革、人材育成、ダイバーシティ・マネジメントの推進、を重点監査項目とし、これらの課題に適切な取組がなされているかを、主な検討事項として監査しました。また、2019年度に判明し、監督当局から行政処分を受けたかんぽ生命保険商品の不適正募集問題について、日本郵政(株)や(株)かんぽ生命保険・日本郵便(株)の経営陣から報告を受け、説明を求め、内部監査部門に監査を要請し、(株)かんぽ生命保険の監査委員・日本郵便(株)の監査役と情報の交換等を図り、日本郵政(株)、日本郵便(株)及び(株)かんぽ生命保険が本問題事案の徹底解明等を目的に設置し、社外の弁護士で構成する特別調査委員会に報告を求め、調査報告書を検証する等して監査しました。また、業務改善計画の内容・進捗状況を監査しました。更に、監査委員会は、これらの監査活動を定期的に取締役会に報告し、監査委員以外の取締役との情報共有に努めると共に、必要に応じて取締役会で、あるいは執行部門に意見を述べました。監査委員会は、これらの監査活動を定期的に取締役会に、あるいは執行部門に意見を述べました。	28回 (99%)

# コーポレートガバナンス体制図



※取締役会の員数は、定款で定める20名以内の適切な人数とし、原則として、その過半数は、独立役員により構成されるものとします。

## ■ 取締役会の実効性評価

#### 評価の方法

日本郵政(株)、日本郵便(株)及び(株)かんぽ生命保険の3社は、2019年12月27日、かんぽ生命保険契約問題に関して総務大臣及び金融庁から保険業法等に基づく行政処分を受けました。日本郵政(株)に対しては、総務大臣から、「日本郵政グループにおけるガバナンス態勢の構築」、金融庁からは、「保険持株会社としての実効的な統括・調整機能を発揮するためのグループガバナンス態勢の構築」を求められました。

そのため2019年度の取締役会実効性評価に当たっては、従来のように取締役の自己評価を出発点とするのではなく、監督官庁や「かんぽ生命保険契約問題特別調査委員会」等からの指摘を踏まえた上で、取締役の間でグループ・ガバナンスの在り方を議論し、その中で併せて取締役会の実効性の評価、改善策の検討等を行うこととしました。

#### 評価結果の概要等

今回の事案のようなグループ全体の企業価値が毀損されるおそれのある不祥事等の発生に際しては、グループー体としてそれを防止するための対応が求められます。ただし、日本郵政(株)のように上場子会社を有する場合には、平常時は、上場2社((株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険)の自立性・独立性を尊重した分権型のグループ運営を行うことが適当であり、今回の不祥事のような非常時においては、日本郵政(株)主導の集権的なグループ運営を実施することが適当であると考えられます。このようなグループ運営を実施するための前提として、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある子会社の重要な情報が日本郵政(株)取締役会に適時に提供されることが必要です。

このため、グループ運営における取締役会の実効性を向上させるため、グループ全体の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある情報が、子会社から適時に報告がなされ、速やかに取締役会等に報告されることを改めて明確化し、子会社に徹底いたしました。(2020年3月1日付けで「内部統制システム構築に係る基本方針」等を改正)

今後のグループ・ガバナンスの在り方については、上場2社の株式処分を進める中で引き続き議論することが必要と考えられ、 今後とも取締役会において社外の有識者の知見も取り入れながら議論を深め、持株会社の取締役会としての実効性を更に 高めてまいります。

## ■ 社外取締役の独立性基準

社外取締役9名は全員、日本郵政(株)が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。

## 日本郵政株式会社独立役員指定基準

当社は、次のいずれにも該当しない社外取締役の中から、東京証券取引所の定める独立役員を指定する。

- 1. 過去に当社グループの業務執行者であった者
- 2. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者等
- 3. 当社グループの主要な取引先である者又はその業務執行者等
- 4. 当社グループの会計監査人の社員、パートナー又は従業員
- 5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得、 又は得ていたコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財 産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所 属する者又は過去に所属していた者)
- 6. 当社の主要株主(法人(国を除く。)である場合には、当該法人の業務執行者等)

- 7. 当社が主要株主である法人の業務執行者等
- 8. 当社グループの大口債権者又はその業務執行者等
- 9. 次に掲げる者(重要でない者を除く。)の配偶者又は二親等内の親族 (1)前記1から8までに掲げる者 (2)当社の子会社の業務執行者
- 10. 当社グループの業務執行者等が社外役員に就任している当該他の 会社の業務執行者等
- 11. 当社グループから多額の寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者等 又はそれに相当する者)

※詳細については以下のウェブサイトをご覧ください。 https://www.japanpost.jp/group/governance/pdf/02\_08.pdf

## ■ 取締役の研鑽・社外取締役へのサポート体制

#### 取締役の研鑽

日本郵政(株)は、取締役に対し、その期待される役割・責務が適切に果たされるよう、日本郵政グループの施設等の視察等の施策を実施するなど、日本郵政グループの事業内容、課題、経営戦略等についての理解を深め、必要な知識を習得するための機会を設けております。

## 社外取締役へのサポート体制

日本郵政(株)は、取締役会の実効的かつ円滑な運営の確保、特に社外取締役による監督の実効性を高めるため、社外取締役に対して、時間的余裕をもった年間スケジュールの調整、必要に応じた情報の的確な提供、議案の内容等の十分な事前説明ならびに事前の検討時間及び取締役会における質疑時間の確保に配慮した運営体制を整備しております。また、取締役会における審議または報告プロセスの効率化、取締役会で決議された事項についての進捗状況の確認等、取締役会を効果的かつ効率的に実施するための運営支援ならびに社外取締役との連絡・調整等のため、取締役会事務局を設置しております。

# ■ 取締役の選任方針

## 取締役候補者の規模・構成

指名委員会は、取締役会全体のバランスに配慮しつつ、専門知識、経験等が異なる多様な取締役候補者を指名することとしています。取締役候補者の員数は、定款で定める20名以内の適切な人数とし、原則として、その過半数は、独立性を有する社外取締役候補者により構成することとしています。

## 社内取締役

指名委員会は、以下の条件を満たす者を日本郵政(株)の社内取締役候補者として指名することとしています。

- (1) 日本郵政(株)の業務に関し専門知識を有すること
- (2) 経営判断能力及び経営執行能力にすぐれていること
- (3) 指導力、決断力、先見性、企画力にすぐれていること
- (4) 取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- (5) 社内取締役としての職務を遂行するにあたり健康上の支障がないこと

## 社外取締役

指名委員会は、以下の条件を満たす者を日本郵政(株)の社外取締役候補者として指名することとしています。

- (1) 経営、経理・財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を上げていること
- (2) 取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- (3) 社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと

社外取締役の指名理由については、下記の通りとなります。

氏名	取締役会
三村 明夫	三村明夫氏は、新日本製鐵株式会社(現日本製鉄株式会社)において、代表取締役社長、会長等を歴任し、 長年にわたり株式会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に 基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。
石原 邦夫	石原邦夫氏は、東京海上日動火災保険株式会社等において、取締役社長、会長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の 監督とチェック機能を期待できるためであります。
チャールズ・ ディトマース・ レイク二世	チャールズ・ディトマース・レイク二世氏は、アフラック生命保険株式会社代表取締役会長等を歴任し、 長年にわたり株式会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に 基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。
広野 道子	広野道子氏は、21LADY株式会社等において、代表取締役社長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。
岡本 毅	岡本毅氏は、東京ガス株式会社において、代表取締役社長、会長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。
肥塚 見春	肥塚見春氏は、株式会社髙島屋等において、代表取締役専務等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に 携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能 を期待できるためであります。
秋山 咲恵	秋山咲恵氏は、株式会社サキコーポレーションにおいて、代表取締役社長として長年にわたり株式会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。
貝阿彌 誠	貝阿彌誠氏は、東京地方裁判所所長を務めるなど長年にわたり法曹の職にあり、その経歴を通じて培った 法律の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。なお、 同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありません が、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断いたしました。
佐竹 彰	佐竹彰氏は、住友精密工業株式会社等において、代表取締役副社長執行役員等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営及び財務部門の業務に携わり、財務・会計に関する深い知識を有しており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

## ■ 役員報酬制度

日本郵政(株)の取締役及び執行役の報酬等につきましては、報酬委員会が以下のとおり「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定めており、当該方針に則って報酬等の額を決定しております。

#### 報酬体系

- 1. 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給します。
- 2. 当社の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとします。
- 3. 当社の執行役が受ける報酬については、職責に応じた基本報酬(確定金額報酬)及び業績連動型の株式報酬を支給するものとし、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとします。

また、当社の取締役又は執行役であってグループ会社の取締役、監査役、執行役又は執行役員を兼職する場合は、当該取締役又は執行役が主たる業務執行を行う会社においてその報酬を支給します。

## 業績連動型報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法

執行役に対して支給する業績連動型の株式報酬については、執行役の職責に応じた基本ポイント及び職務の遂行 状況等に基づく個人評価ポイントに、当事業年度の会社業績(経営計画の達成状況等)に応じて変動する係数を 乗じて、付与ポイントを算定しております。

執行役の個人評価については、当該執行役が担当する業務における成果、取組状況等を個別に評価して決定しております。

会社業績に係る指標については、経営の達成度について総合的な判断を可能とするため、複数の異なるカテゴリーから指標を設定することとし、日本郵政(株)の事業形態・内容に適したものとして、収益性指標である「親会社株主に帰属する連結当期純利益」、効率性指標である「連結経常利益率」及び株主還元指標である「1株当たり配当額」をその指標としております。

会社業績に係る指標	目標	2019年度実績
親会社株主に帰属する連結当期純利益	420,000百万円以上	483,733百万円
連結経常利益率	5.976%以上	7.234%
1株当たり配当額	50円以上	50円

<sup>※</sup>上記のとおり、当事業年度における会社業績に関する指標はすべて目標を達成しておりますが、執行役に付与する株式報酬に係るポイントの算定に当たっては、かんぽ生命保険商品の不適正募集等の問題等を踏まえて、職責に応じた基本ポイント及び個人別評価に基づく評価ポイントにより算出したポイントから一定割合を減じております。

なお、業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支払割合の決定方針は定めておりません。

#### 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別	対免したる処果の果物(人)	
仅具区刀	(百万円)	固定報酬	業績連動型株式報酬	対象となる役員の員数(人)
取締役(社外取締役を除く。)	27	27	_	3
執行役	683	622	61	29
社外役員	72	72	_	11

<sup>(</sup>注) 1. 取締役と執行役の兼務者に対しては、取締役としての報酬等は支給しておりません。

<sup>2.</sup> 取締役3名は、主要な連結子会社の取締役及び執行役(員)を兼務しており、主要な連結子会社に属し専ら主要な連結子会社の業務執行を行った期間について、日本郵政(株)取締役としての報酬等は支給しておりません。なお、主要な連結子会社から受け取る3名の報酬総額は106百万円となります。

<sup>3.</sup> 執行役10名は、主要な連結子会社の取締役又は執行役(員)を兼務し、うち8名は主要な連結子会社に属し専ら主要な連結子会社の業務執行を行った期間について、 日本郵政(株)執行役としての報酬等は支給しておりません。なお、主要な連結子会社から受け取る8名の報酬総額は210百万円となります。

<sup>4.</sup> 業績連動型株式報酬には、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

<sup>5.</sup> 役員退職慰労金、役員賞与の支給はありません。

## ■ 政策保有株式

#### 政策保有株式の保有方針

- 1. 当社は、業務提携の強化等純投資以外の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される上場企業の株式等(以下「政策保有株式」といいます。)を取得し保有することができるものとします。
- 2. 当社が保有する政策保有株式について、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を勘案の上、その保有の狙い・合理性について取締役会において毎年度検証するとともに、検証の内容を開示します。
- 3. 政策保有株式の議決権行使について、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、当該企業の効率的かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを個別に精査したうえで、議案への賛否を判断します。

## 政策保有株式の保有の合理性を検証する方法、取締役会等の検証内容結果

日本郵政(株)が保有する政策保有株式の検証に当たっては、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を勘案の上、その保有の狙い・合理性について取締役会において毎年度検証するとともに、検証の内容を開示することとしております。 2020年4月の取締役会において、上記主旨に則り、検証した結果、日本郵政(株)の保有する政策保有株式1銘柄について、継続保有が適当であることを確認いたしました。

## ■ 主な規制等

日本郵政グループは業務を行うにあたり、以下のような各種の法的規制等の適用を受けております。

#### ①郵便法等に基づく規制

郵便法上、郵便事業は当社の連結子会社である日本郵便が独占的に行うこととされておりますが、郵便約款の変更や業務委託の認可制、全国一律料金制度、定形郵便物の料金制限、郵便料金の届出制(第三種郵便物及び第四種郵便物については認可制)といった、本事業特有の規制又は他の事業や他社とは異なる規制を受けております。

#### ②銀行法及び保険業法に基づく規制

当社グループの金融事業においては、一般的に適用される銀行法 及び保険業法といった金融業規制を受けております。

#### (a)ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険及び金融持株会社としての当社に 対する規制

金融2社は、それぞれ銀行法、保険業法及び関連業規制に基づき、金融庁の監督を受けており、内閣総理大臣からの委任を受けた金融庁長官による、法令違反等による免許取消し並びに業務の健全性かつ適切な運営を確保する等のために必要があると認めるときの業務停止及び立入検査等を含む広範な監督に服しております。当社自身も銀行持株会社及び保険持株会社として、同様に銀行法及び保険業法に基づき金融庁の監督に服する等の金融業規制を受けております。金融2社は、それぞれ銀行法、保険業法及び関連業規制に基づき、法令により定められた業務以外の業務を営むことができず、また、ゆうちょ銀行は自己資本の充実度合いを計る基準である自己資本比率(国内基準)を4.0%以上に維持すること等を、かんぽ生命保険は、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断する指標の一つ

であるソルベンシー・マージン比率を200%以上に維持すること等をそれぞれ求められております。

また、当社自身も銀行持株会社及び保険持株会社として、銀行法及び保険業法に基づき金融庁の監督に服するとともに、連結自己資本比率(国内基準)を4.0%以上に維持すること及び連結ソルベンシー・マージン比率を200%以上に維持すること等が必要とされるほか、顧客の利益保護のための体制の整備や事業年度毎の規制当局に対する業務報告書等の提出の義務等を負っております。

2020年3月31日現在、ゆうちょ銀行の連結自己資本比率は15.58%、かんぽ生命保険の連結ソルベンシー・マージン比率は1,070.9%、当社グループの連結自己資本比率は17.66%、連結ソルベンシー・マージン比率は554.2%であり、いずれも法令上の規制比率に比べ相当程度高い水準を確保しております。

#### (b)日本郵便に対する規制

日本郵便は、当社グループの金融窓口事業に関連して、ゆうちょ銀行を所属銀行とする銀行代理業者として、また、かんぽ生命保険を所属保険会社等とする生命保険募集人として、銀行法及び保険業法に基づき、金融庁の監督に服しております。また、日本郵便は、銀行代理業者として、内閣総理大臣の承認を得ない限り、法令により定められた業務以外の業務を営むことができず、また、分別管理義務、銀行代理業務を行う際の顧客への説明義務、断定的判断の提供等の一定の禁止行為等の規制を受けております。また、生命保険募集人として、顧客に対する説明義務、虚偽説明等の一定の禁止行為等の規制を受けております。

## (c)事業の前提となる許認可

当社グループは、主として以下のような許認可等を受けております。

根拠条文	会社名	有効期限	許認可等の取消事由等
銀行法第52条の17第1項	日本郵政株式会社	なし	同法第52条の34第1項
保険業法第271条の18第1項	日本郵政株式会社	なし	同法第271条の30第1項
銀行法第52条の36第1項	日本郵便株式会社	なし	同法第52条の56第1項
保険業法第276条	日本郵便株式会社	なし	同法第307条第1項
銀行法第4条第1項	株式会社ゆうちょ銀行	なし	同法第26条第1項、第27条、第28条
保険業法第3条第4項	株式会社かんぽ生命保険	なし	同法第132条第1項、第133条、第134条
	銀行法第52条の17第1項 保険業法第271条の18第1項 銀行法第52条の36第1項 保険業法第276条 銀行法第4条第1項	銀行法第52条の17第1項 日本郵政株式会社 保険業法第271条の18第1項 日本郵政株式会社 銀行法第52条の36第1項 日本郵便株式会社 保険業法第276条 日本郵便株式会社 銀行法第4条第1項 株式会社ゆうちょ銀行	銀行法第52条の17第1項 日本郵政株式会社 なし 保険業法第271条の18第1項 日本郵政株式会社 なし 銀行法第52条の36第1項 日本郵便株式会社 なし 保険業法第276条 日本郵便株式会社 なし 銀行法第4条第1項 株式会社ゆうちょ銀行 なし

#### ③当社グループ固有に適用される規制等

当社及び日本郵便は、郵政民営化法等に基づき、郵便の役務、簡易な 貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命 保険の役務が、利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に 利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国において 公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持 する法律上の義務を負っています(かかる義務に基づき郵便局ネット ワークを通じて行われる役務提供を、以下「ユニバーサルサービス」 といいます。)。ユニバーサルサービスの確保については、2015年 9月28日付「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便 市場の活性化方策の在り方」に関する情報通信審議会からの答申に おいて、短期的には、「日本郵政及び日本郵便は自らの経営努力に より現在のサービスの範囲・水準の維持が求められる」、「また、国は、 ユニバーサルサービス確保に向けたインセンティブとなるような方 策について検討することが必要である」、中長期的には、「郵政事業を 取り巻く環境の変化やこれに応じた国民・利用者が郵政事業に期待 するサービスの範囲・水準の変化も踏まえて、ユニバーサルサービス の確保の方策やコスト負担の在り方について継続的に検討していく ことが必要」とされており、答申を受けて実施される政府の施策の 内容によっては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を 及ぼす可能性があります。

また、当社及び日本郵便は、それぞれ日本郵政株式会社法及び日本 郵便株式会社法に基づき、新規業務、株式の募集、取締役の選解任 (当社のみ)、事業計画の策定、定款の変更、合併、会社分割、解散等を 行う場合には、総務大臣の認可(ただし、日本郵便の新規業務につい ては総務大臣への届出)が必要とされています。また、金融2社は、銀 行法又は保険業法に基づく規制に加え、同種の業務を営む事業者と の対等な競争条件を確保するため、郵政民営化法に基づき、新規業 務、子会社対象金融機関等(ゆうちょ銀行)・子会社対象会社(かんぽ生 命保険)の保有、合併、会社分割、事業の譲渡・譲受け等を行う場合に は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可が必要とされているほか、ゆう ちょ銀行においては銀行を、かんぽ生命保険においては保険会社等 を子会社として保有することはできません。さらに、銀行業における預 入限度額規制、生命保険業における加入限度額規制が課される等、同 業他社とは異なる規制が課されております(なお、金融2社におけるこ れらの規制を、以下「郵政民営化法上の上乗せ規制」といいます。)。 さらに、当社及び金融2社は、新たな収益機会を得るために新規業務 を行う場合、郵政民営化法に基づき内閣総理大臣及び総務大臣の認 可を得る必要があり、当該認可が得られず、又は認可取得に時間を 要する場合には、当社グループが計画した時期又は内容で新商品を 投入又は新サービスを提供できない可能性があるなど、当社グループ による新規事業の展開を含む業務範囲の拡大には一定の制約が 伴います。

#### (参考) ゆうちょ銀行における預入限度額

ゆうちょ銀行は、郵政民営化法により、当座預金に相当する振替貯金 を除き、原則として一の預金者から、受入れをすることができる預金 等の額が制限されております。(法第107条、郵政民営化法施行令 第2条)

#### イ. 通常貯金・・・1,300万円

口. 定期性貯金(定額貯金及び定期貯金等。郵政民営化前に預入した 郵便貯金(郵政管理・支援機構に引き継がれたもの)を含み、ハ. を 除く。)・・・1,300万円 ハ. 財形定額貯金、財形年金定額貯金、財形住宅定額貯金・・・あわせて 550万円

#### (参考) かんぽ生命保険における加入限度額

かんぽ生命保険の保険契約については、郵政民営化法及び関連法令により、被保険者1人について加入できる保険金額などの限度(加入限度額)が定められております。(法第137条、郵政民営化法施行令第6条、第7条及び第8条)

なお、被保険者が郵政民営化前の簡易生命保険契約に加入している場合には、加入限度額は、以下の金額から簡易生命保険契約の保険金額等を差し引いた額となります。

#### イ. 基本契約の保険金額の加入限度額

- i 被保険者が満15歳以下のとき 700万円
- ii 被保険者が満16歳以上のとき 1,000万円(被保険者が満55歳以上の場合の特別養老保険の保険金額は、加入している普通定期保険とあわせて800万円)

ただし、被保険者が満20歳以上55歳以下の場合は、一定の条件(加入後4年以上経過した保険契約がある場合など)のもとに、累計で2,000万円まで。なお、特定養老保険については、年齢にかかわらず500万円まで。

□. 年金額(介護割増年金額を除きます。)の加入限度額 年額90万円(初年度の基本年金額)(夫婦年金保険及び夫婦年金 保険付夫婦保険の配偶者である被保険者に係る額を除きます。)

#### ハ. 特約保険金額の加入限度額

- i 疾病にかかったこと、傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態、傷害を受けたことを直接の原因とする死亡及びこれらに類するものに対する保障・・・あわせて1,000万円
- ii 上記に掲げるものに関し、治療を受けたことに対する保障・・・ 1.000万円

(注)上記の郵政民営化法による特例措置に加え、かんぽ生命保険において、特約の加入限度額に関し次のとおり定めております。特約の保険金額は、当該特約を付加する基本契約の保険金額の範囲内が限度となります。ただし、2019年4月から販売を開始している引受基準緩和型無配当総合医療特約の保険金額については、当該特約を付加する基本契約の加入年齢等が5倍型又は2倍型に加入できる加入年齢等の範囲内であるときは、基本契約の保険金額の5倍又は2倍が限度となります。先進医療特約の保険金額については、当該特約を付加する基本契約の保険金額を超えることができ、一律300万円となっております。

## 二. 払込保険料総額の加入限度額

財形積立貯蓄保険及び財形住宅貯蓄保険・・・あわせて550万円 (財形商品については、他に、関連法令による払込保険料総額等の制限があります。)

#### ④WTO(World Trade Organization:世界貿易機関)による政府 調達ルール

公社を承継した機関として、当社、日本郵便、金融2社が政府調達協定その他の国際約束の適用を受ける物品等を調達する場合には、 国際約束に定める手続の遵守が求められます。

## ■ 株主との対話

日本郵政グループは、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主、投資家等の皆さまに対して、正確かつ公平に、情報を開示するとともに、建設的な対話に努め、対話を通じていただいたご要望などを経営陣が共有し、経営改善に活かしております。

## IR年間スケジュール



## 2019年度活動実績

第15回 定時株主総会	開催日時:2020年6月17日 ご出席者数:259人
2019年度個人投資家向け説明会	開催回数:3回 ご参加者数:約150人
2019年度決算説明会・スモールミーティング(機関投資家・アナリスト向け)	開催回数:6回
機関投資家・アナリストとの対話回数(2019年度)	対話回数:約150回 (うち海外投資家との個別面談 約80回)
国内外のIRカンファレンスへの参加回数(2019年度)	参加回数:1回



2020年6月17日 第15回定時株主総会



2020年5月15日 2019年度決算説明会

## ■ 適切な情報開示

金融商品取引法その他の関係法令および東京証券取引所が定める有価証券上場規程等に基づく開示については、 「EDINET」、「TDnet」、当社Webサイト等定められた手段を通じて行っています。また、前記の方法により開示した 情報以外の情報の開示については、当社Webサイトに掲載すること等により行っています。

## 〈株主総利回り(2016年3月末日基準)〉

,				
	日本郵政(配当込み)	TOPIX(配当込み)		
2017年3月末	▲3.7%	14.7%		
2018年3月末	<b>▲</b> 7.6%	32.9%		
2019年3月末	▲3.3%	26.2%		
2020年3月末	▲29.9%	14.2%		

<sup>※</sup>当社は、第11期の期中である2015年11月4日に東京証券取引所市場第一部に上場したことから、株主総利回りについては、第11期の末日における株価及び株価指数(TOPIX (配当込み))を基準として算定しております。